

## 宮城県東日本大震災農業生産対策交付金交付要綱

### (趣 旨)

第1 宮城県東日本大震災農業生産対策交付金による対策（以下「本対策」という。）は、東日本大震災農業生産対策交付金交付要綱（平成23年5月2日付け23生産第722号農林水産事務次官依命通知。以下、「国交付要綱」という。）、東日本大震災農業生産対策交付金実施要綱（平成23年5月2日付け23生産第720号農林水産事務次官依命通知。以下、「国実施要綱」という。）、東日本大震災農業生産対策交付金実施要領（平成23年5月2日付け23環44号、23生産第721号、23経営234号 大臣官房環境バイオマス政策課長、生産局長、経営局長通知。以下、「国実施要領」という。）及び強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（平成17年4月1日付け16生産第8263号 生産食料局長、生産局長、経営局長 通知）、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

### (交付対象等)

第2 東日本大震災農業生産対策交付金の交付対象となる経費及び交付率は国交付要綱別表及び国実施要綱別表のとおりとする。

2 事業実施主体は、国交付要綱別表の区分の欄に掲げる1及び2の経費の相互間における流用をしてはならない。

### (間接補助事業等)

第3 事業実施主体（市町村を除く。）が実施する間接補助事業等に対する交付金の交付は、当該事業実施主体の主たる所在地の市町村長の申請に基づき行うものとする。

### (交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による交付金交付申請書の様式は、別紙様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の交付金交付申請書を提出しようとする者は、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により交付金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び収支予算書（別紙様式第1号別添）
- (2) 施設設置、機械導入等にあつては実施設計書
- (3) 市町村にあつては、交付金の交付に関する規則等
- (4) その他知事が必要と認める書類

### (交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 交付事業に要する経費の配分の変更又は交付事業の内容の変更をする場合においては、別紙様式第2号又は第3号により知事の承認を受けること。ただし、重要な変更以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。なお、重要な変更とは次のイからホに該当する場合とする。

イ 国交付要綱別表の区分の欄に掲げる1及び2のそれぞれの交付金における事業間の流用

- ロ 事業実施主体の交付額の変更
- ハ 事業の新設
- ニ 事業の中止又は廃止
- ホ 事業実施主体の変更

(2) 事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

#### (事業遂行状況報告)

第6 規則第10条の規定による報告は、交付金の交付決定のあった年度の12月31日現在において、別紙様式第4号により作成し、当該年度の1月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、別紙様式第6号(概算払請求)をもってこれにかえることができる。

2 知事が前項に定める時期のほか、交付金事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該交付金の遂行状況報告書を求めることができる。

#### (実績報告)

第7 規則第12条第1項の規定による交付金実績報告書の様式は、別紙様式第5号によるものとする。

2 第4第2項ただし書の規定により交付金の交付申請をした者は、前項の交付金実績報告書を提出するに当たり、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該交付金から減額して報告しなければならない。

3 規則第12条第1項の規定により交付金実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績及び収支精算書(別紙様式第5号別添)
- (2) 施設設置、機械導入等にあつては出来高設計書
- (3) 整備事業及び推進事業の第13に規定する財産にあつては財産管理台帳の写し。推進事業にあつては支払経費毎の内訳を記載した帳簿等の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

#### (交付金の交付方法)

第8 交付金の交付は、規則第13条に規定する交付金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払又は前金払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別紙様式第6号によるものとする。

#### (事業確認の責務)

第9 市町村長は、間接補助事業等を行う事業実施主体の事業が適正に遂行されるよう指導するとともに、その出来高状況について確認しておくものとする。

#### (交付金の交付)

第10 交付金の交付を受けた市町村長は、間接補助事業等を行う事業実施主体に対して、この要綱の各規定に準じて交付金を交付するものとする。

#### (消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第11 第4第2項ただし書の規定により交付金の交付申請をした者は、第8第1項の交付金事業実績報告書を提出した後において、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第4第2項の規定により減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別紙様式第7号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年5月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(賠償金の取扱い)

第12 事業実施主体は、実績報告書を提出した後に、交付金により実施した事業と同一の対象について、東京電力株式会社から当該事業を実施した事業実施主体に賠償金が支払われた際には、別紙様式8号により速やかに賠償金支払報告書正副2部を知事に提出するとともに、知事から当該交付金の返還を求められた場合は、これを返還しなければならない。

(処分の制限を受ける財産)

第13 規則第21条第2号及び同条第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、次のとおりとする。

- (1) 1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具
- (2) 牧草地及び飼料畑
- (3) 牛、馬、豚及びめん羊（以下「生物」という。）

(処分の制限を受ける期間及び内容)

第14 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とし、期間内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に基づく財産処分として、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。)の定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。ただし、牧草地及び飼料畑にあつては、「草地開発事業等の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について」(昭和49年5月10日付け49畜B第603号農林事務次官依命通達)の記の2の(1)に定める期間とする。

(帳簿及び書類の備付け等)

第15 事業実施主体は、第14の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため、別紙様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(書類の提出数及び経由)

第16 この要綱により知事に提出する書類の部数は各2部とし、事業を所轄する地方振興事務所長(以下「所長」という。)を経由し、所長はその写しを保管するものとする。ただし、間接補助事業者以外にあつては、別に定めのない限り直接知事に提出するものとする。

2 所長は、前項の規定により書類の提出があつた場合においては、その写しを家畜保健衛生所長に送付するものとする。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月12日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年1月16日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成24年4月6日から施行し、平成24年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 平成23年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

- 1 この改正は、平成25年5月31日から施行し、平成25年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 平成24年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

- 1 この改正は、平成26年5月20日から施行し、平成26年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 平成25年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。ただし、東京電力株式会社からの賠償金支払いに係る事項については、この限りではない。

附 則

- 1 この改正は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 平成26年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

- 1 この改正は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 平成27年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。
- 3 この改正は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 平成28年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。
- 3 この改正は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 平成29年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。
- 3 この改正は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 平成30年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。
- 3 この改正は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この改正は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 令和元年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。